

意見公募手続(パブリックコメント)に係る修正箇所一覧

案件名：第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画（素案）

項目	修正前	修正後
第1章	<p>体系図（別添のとおり）</p> <p>地域福祉計画の下に、「鹿屋市子ども・子育て支援事業計画」を図で位置付けしていた。</p>	<p>体系図（別添のとおり）</p> <p>地域福祉計画の中に、「鹿屋市子ども・子育て支援事業計画」、「鹿屋市介護保険事業計画」、「鹿屋市高齢者福祉計画」、「鹿屋市障害基本計画」、「鹿屋市障害福祉計画」、「鹿屋市障害時福祉計画」、「鹿屋市健康づくり計画」が包含されている図に修正した。</p>
第5章	<p>④障がい児施策の充実</p> <p>障がい児施策は、教育・保育等に携わる者の専門性の向上、専門家の協力で、子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、各施策を連携し、総合的に推進します。また、保護者への情報提供を行い、事業利用の円滑化を図ります。</p>	<p>④障がい児施策の充実</p> <p>障がいのある子どもたちが健やかに成長できるよう、障害種別に関わらず、児童のライフステージに沿って、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、障がいの早期発見や保護者に対する情報提供及び相談体制の整備、療育・援助の実施など、切れ目ない、きめ細かい支援策の充実に取り組みます。</p> <p>⑤医療的ケア児の支援（新規追加）</p> <p>医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、地域資源の開発など支援体制の構築に取り組みます。</p>

⑥多胎児の家庭への支援（新規追加）

双子や三つ子などの多胎児は、保護者の心身への負担や経済的負担なども大きいことから、産前から産後の相談や訪問、多胎児の育児に関する情報提供や各種施策を行うことで、保護者の精神的な負担の軽減や健康の保持及び経済的負担軽減策などに取り組みます。